

財形住宅預金規定

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫の申込書（入金票）の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

1.（預入れの方法等）

- (1) 財形住宅預金（以下「この預金」といいます。）は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預け入れは1口100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財形住宅預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を年1回以上通知します。

2.（預金の種類、取りまとめ継続方法）

- (1) 前記1.による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預かりします。
- (2) この預金は、口座開設日から1年ごとの応当日を「特定日」とします。特定日において預入日（継続をしたときはその継続日）からの期間が2年を超える期日指定定期預金（本項により継続した期日指定定期預金を含みます。）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外に満期日を指定することはできません。

3.（預金の支払い方法等）

- (1) この預金の元利金全部の支払は、法令で定める持家としての住宅取得または増改築（以下「住宅取得等」といいます。）のための対価に充てるときに支払うものとします。
- (2) 前記（1）による払出しをする場合には、住宅取得等をした日から1年以内に払戻請求書に届出の印章により記名押印し、「契約の証」とともに住宅の登記簿謄本等の書類（又はその写し）を当店へ提出してください。
- (3) この預金の一部を住宅所得等のための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。
- (4) 前記（3）による払出しをする場合には、払戻請求書の届出の印章により記名押印し、「契約の証」および、法令の定める書類とともに当店へ提出してください。また、この場合

には、一部払出し後2年以内かつ住宅取得等の日から1年以内に残額の払出しをするものとします。

4.（利息）

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

①預入金額ごとにその預入日（継続した時はその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A. 1年以上2年未満

… 当金庫店頭表示の「2年未満」の利率

B. 2年以上

… 当金庫店頭表示の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）

②前記①の利率は、毎週火曜日（その週の月曜日が休業日の場合には翌々営業日）にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

A. 6か月未満

… 解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満 …… 2年以上利率×40%

C. 1年以上1年6か月未満 … 2年以上利率×50%

D. 1年6か月以上2年未満 … 2年以上利率×60%

E. 2年以上2年6か月未満 … 2年以上利率×70%

F. 2年6か月以上3年未満 … 2年以上利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とします。

5.（預金の解約）

- (1) やむをえない事由により、この預金を前記3.の支払方法によらずに払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。

この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはで

きません。

(2) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

6. (税額の追徴)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って20.315%(国税15.315%、地方税5%)により計算した税額を追徴します。

①前記3.によらない払出しがあった場合

②前記3.による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合

③前記3.による一部払出後2年以内で住宅取得等の日から1年を経過して残額の払出しがあった場合

ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

7. (差引計算等)

(1) 前記6.②の事由が生じた場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続きを省略し、次により税額を追徴できるものとします。

①前記6.②の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。

②この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに当店に支払ってください。

(2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

8. (転職時等の取扱)

転職・転勤・出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から6か月以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

9. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

①前記1. (1)ならびに(2)による以外の預入があった場合

②定期預入れが2年以上されなかった場合

③非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入れがあった場合

10. (預入金額の変更)

預入金額の変更をするときには、当金庫の書面によって当店に申し出てください。

11. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

この預金には、本規定のほか、別に定める「財産形成積立定期預金、財形期日指定定期預金、財形年金預金、財形住宅預金共通規定」が適用されるものとします。

以上

(令和2年4月1日現在)

 利根郡信用金庫